



アーバンデザインに基づき まちなか不動産を活用する事業者を応援します。

▼アーバンデザイン策定区域内の建築物等を改修する事業者へ改修に係る費用の一部を補助します。

対象者

次の全ての条件に該当し、事業開始前に申請の上、審査の結果、交付決定となった方が対象です。

▼前橋市アーバンデザインについて内容を理解していること。

▼事業を施行する建築物及び敷地について、所有権等を有する者又は所有権等を有する者の同意を得て事業を施行する者。

▼必要な納税について滞納がないこと。

対象事業

▼住宅転用促進事業

区域内の空きビル等を有効活用し、共同住宅やシェアハウス等へ用途変更する事業

▼アーバンデザイン・ガイドライン改修事業

区域内の指定路線に面した建築物、敷地を「アーバンデザイン・ガイドライン」を指針とし整備する事業

対象区域

前橋市アーバンデザイン策定区域(約158ha)。
ただし、アーバンデザイン・ガイドライン改修事業は、前橋市アーバンデザインで位置づけているモデルプロジェクトの指定路線に面した敷地に限ります。

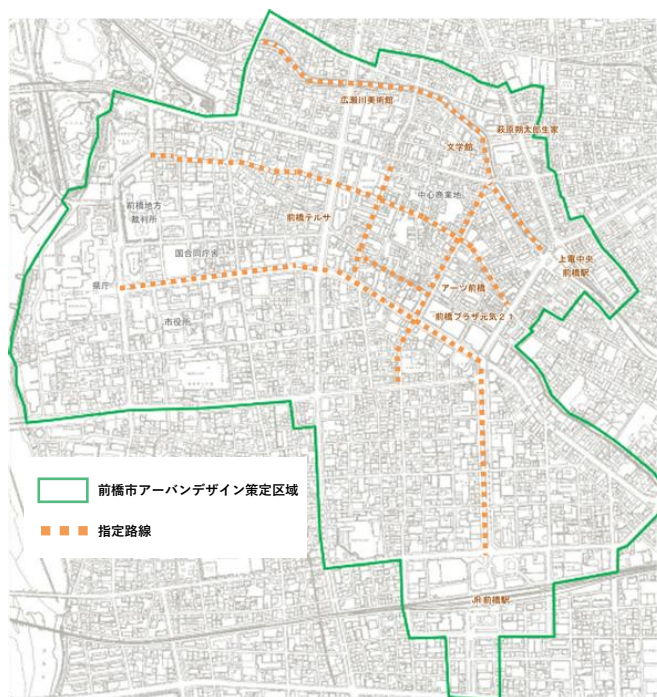
補助金額

▼住宅転用促進事業

1住戸あたり世帯用にあつては100万円、
単身用及びシェアハウス用にあつては50万円
で算出した額とし、当該工事費の1/2を
超えない範囲の額とし、予算の範囲内で交付
します。

▼アーバンデザイン・ガイドライン改修事業

1事業者当たりの交付金額は、改修事業費及
び環境整備費の2分の1の額とし、予算の範囲
内で交付します。上限は100万円です。



<お問い合わせ>

前橋市都市計画部市街地整備課官民連携まちづくり係
〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

【TEL】 027-898-6946

【FAX】 027-221-2361

【Mail】

shigaichi@city.maebashi.gunma.jp

【市HP】



補助金交付までの流れ

①事前相談(要件等の確認)

②交付申請書の提出

③書類審査

④交付決定

⑤事業実施(発注・着工)

⑥事業完了、業者への支払い

⑦実績報告書の提出

⑧現地確認、交付金額確定

⑨補助金の支払い

交付申請時の提出書類

- ・交付申請書兼誓約書(様式第1-1号)
 - ・事業計画書
 - ・収支予算書(様式第1-2号)
 - ・実施設計書及び図面
 - ・消費税等課税区分届出書(様式第1-3号)
 - ・補助金交付申請額の算出方法(様式第1-4号)※1
 - ・同意書(様式第1-5号)
 - ・土地建物等権利関係調書(様式第1-6号)
 - ・耐震改修工事通知書(様式第1-7号)※1
 - ・建築基準法等関連法規準用通知書(様式第1-8号)※1
 - ・確認済証及び検査済証またはそれらに代わるもの※1
 - ・完納証明書
 - ・補助金の概算払を必要とする理由書(様式第1-9号)
 - ・前橋市アーバンデザイン改修支援補助金に係る審査・助言申請書(様式第10-1号)
 - ・アーバン・デザインガイドライン適合申告書(様式第10-2号)※2
 - ・その他参考となる書類
- 注：※1は、住宅転用促進事業のみ
注：※2は、アーバンデザイン・ガイドライン改修事業のみ

事業実施時の提出書類

- ・事業着手届(様式第3号)
- ・事業実施状況報告書(様式第4-1号)
- ・収支予算執行状況(様式第4-2号)

実績報告時の提出書類

- ・実績報告書(様式第7-1号)
- ・補助金精算調書兼交付請求書(様式第7-2号)
- ・収支決算書(様式第7-3号)

▼交付要項・申請書等は、市HPよりダウンロードできます。(表面の「お問い合わせ」参照)

▼詳しい条件等は、「令和8年度前橋市アーバンデザイン改修支援補助金交付要項」をご確認下さい。

【住宅転用促進事業】

▼第1号事業「シェアフラット馬場川」



【アーバンデザイン・ガイドライン改修事業】

▼建物改修イメージ ▼オープンスペース改善イメージ

